

(8) 技術職員名簿記入例

別紙二

(用紙A 4)

2 0 0 0 5

効率的な審査のため、技術者数が多い場合、標準報酬決定通知書に掲載されている順に記載するようにお願いします。

技術職員名簿

項番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

右詰めで記入し空位の
カラムは「0」を記入
すること

監理技術者資格証の交付を受けている者
について記載(加点可能期間:国土交通大臣
の登録を受けた講習を受講した日の属する
年の翌年から起算して5年を経過しないもの)

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード 3	有資格 区分 コード 5	講習 受講 10	業種 コード 10	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		A	昭和40年10月10日	〇〇	8201	113	1	090	02	2	第00123456号	
2		B	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8201	113	1	021	37	1	第03456789号	
3		C	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8202	137	1					
4	○											
5												
6												
7												
8		01 土木工事業	15 板金工事業									
9		02 建築工事業	16 ガラス工事業									
10		03 大工工事業	17 塗装工事業									
11		04 左官工事業	18 防水工事業									
12		05 とび・土工事業	19 内装仕上工事業									
13		06 石工事業	20 機械器具設置工事業									
14		07 屋根工事業	21 熱絶縁工事業									
15		08 電気工事業	22 電気通信工事業									
16		09 管工事業	23 造園工事業									
17		10 タイル・れんが・ ブロック工事業	24 さく井工事業									
18		11 鋼構造物工事業	25 建具工事業									
19		12 鉄筋工事業	26 水道施設工事業									
20		13 舗装工事業	27 消防施設工事業									
21		14 しゅんせつ工事業	28 清掃施設工事業									
22			29 解体工事業									
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

当該審査対象年内に新規に掲載可能となった者は、「新規掲載者」欄に○を記入。

- 経費を受害しない業種は記入できません!**
- 01 土木工事業
 - 02 建築工事業
 - 03 大工工事業
 - 04 左官工事業
 - 05 とび・土工事業
 - 06 石工事業
 - 07 屋根工事業
 - 08 電気工事業
 - 09 管工事業
 - 10 タイル・れんが・ブロック工事業
 - 11 鋼構造物工事業
 - 12 鉄筋工事業
 - 13 舗装工事業
 - 14 しゅんせつ工事業
 - 15 板金工事業
 - 16 ガラス工事業
 - 17 塗装工事業
 - 18 防水工事業
 - 19 内装仕上工事業
 - 20 機械器具設置工事業
 - 21 熱絶縁工事業
 - 22 電気通信工事業
 - 23 造園工事業
 - 24 さく井工事業
 - 25 建具工事業
 - 26 水道施設工事業
 - 27 消防施設工事業
 - 28 清掃施設工事業
 - 29 解体工事業

講習受講
「1」 一級技術者が監理技術者講習を受講
「2」 その他の場合
以下の方は、1級技術者ではないため講習を受けても「1」は選択不可。
・「001」～「005」の技術者
・実務経験による監理技術者資格取得者

・「技術職員コード表」の分類に従い、該当するコードを記入
・有資格区分コード「001」及び「002」を記載した場合、
実務経験証明書(様式第九号(第三条関係))
→「001」の場合はさらに卒業証明書(写)も添付。

【参考】
・1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の業種数は、原則2業種まで。
なお、1つの業種を2つの資格で申請することはできません。
(2業種の考え方)
例: 1級土木施工管理技士(113)、1級建築施工管理技士(120)
: 2級管工事(230)、配管工(1級)(176)
1. 資格から1業種ずつ選択 → ○
→ (01-113、 02-120)
2. 資格から2業種選択 → ○
→ (01-113、 13-113)
3. 1つの業種で2つの資格を申請 → ×
→ (09-230、 09-176)

建設業法施行令第40条
・学科試験(第1次検定)合格 → 技士補
・実地試験(第2次検定)合格 → 技士

(9) 技術職員名簿作成上の注意

- ① 1人の技術職員につき申請できる建設業は2業種までとなります。
- ② 基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係にあることを健康保険等により確認し、6ヶ月に満たない場合は技術者として認めません。
- ③ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含めますので、「様式第3号継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」にも記載してください。
- ④ 今年の標準報酬決定通知書には名前があるが、昨年の標準報酬決定通知書にない方は、資格取得届(受付印あり)において、審査基準日より前に資格取得しているか確認します。
- ⑤ 現在、技術者が退職して会社に在籍していない場合については、社会保険資格喪失届(受付印あり)等で審査基準日時点で在籍していることの確認が必要です。
- ⑥ 監査役は、通常、非常勤のため技術職員にはなれません。また、沖縄県の最低賃金を下回って雇用されている者は、技術職員名簿に記載できません。

【最低賃金月額 = (最低賃金時給 × 40H × 52週) / 12月】

社会保険の被保険者については、最低賃金月額を標準報酬月額・保険料月額表の等級に当てはめます。

	最低賃金時間給	最低賃金月額 (千円未満切捨て)	標準報酬月額
R5年10月～	896円	155,000	160,000
R4年10月～	853円	147,000	150,000
R3年10月～	820円	142,000	142,000

- ⑦ 第2種電気工事士のように、資格を持っていても資格取得後実務経験が必要なものがあります。この場合は、定められた年限の実務を経験して、初めて有資格として認められます。
- ⑧ 出向者については、出向元と出向先との間で、給与や社会保険の支払等について定めた出向契約書や協定書などで常勤性が確認できれば、技術者として認めることができます。
なお、この場合、出向元の経営事項審査の技術者として申請することは出来ません。
- ⑨ 「CPD単位取得数」は、審査基準日から1年以内に取得したCPDの単位数（1人当たり上限30単位）
- ⑩ ※2以上の事業所勤務社会保険加入者は、常勤会社の社会保険証(写)、他方が発行する非常勤証明書(任意様式)、2以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書を提出してください。

前回提出した技術職員名簿と異なる有資格区分コードで申請する場合は、前回名簿（写）及び今回名簿の該当箇所に着色し、資格等を証明する書類を提出してください。

前回提出名簿の写し

技術職員名簿

項番 3 5
8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		A	昭和40年10月10日	〇〇	8201	1131	1090	0022			第00123456号	
2		D	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8209	1292	0223	82				
3		E	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8209	2302						

今回提出

技術職員名簿

項番 3 5
8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		A	昭和40年10月10日	〇〇	8201	1131	1090	0022			第00123456号	
2		D	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8209	1292	0121	42				
3		E	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8209	2302						

前回と申請内容が異なる部分は、着色等分かるようにして下さい。

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

沖縄県知事 殿 年 月 日
住所
商号又は名称
代表者氏名

通番	氏名	生年月日

記載要領

- 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。
※ 常時10人以上の労働者を使用する事業者においては、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則（写）も併せて提出すること。

審査基準日において、別紙2「技術職員名簿」に記載した者以外の職員（監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者について、下記の様式第4号に記載して下さい。

※様式第4号に記載された方は常勤確認を行います。

様式第4号

技術職員名簿に記載のある技術者については、記載不要です。

(用紙A4)
年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	県庁 太郎	S55. 1. 1	16
2	県庁 次郎	S60. 1. 1	30
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			46
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			90
CPD単位総計 (①+②)			136

例) 県庁太郎
公益社団法人空気調査・衛生工学会から「28」単位認定されている場合
 $28 \div 50 \times 30 = 16.8$ よって16を記入する。

①+②の合計が項番49の
CPD単位取得数と一致する

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

項番50

(W10) 技能レベル向上について

技能者は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施行体制台帳の作業員名簿を作成する場合に記載される者）であり、監理技術者や主任技術者といった建設工事の施工の管理のみに従事した者は除きます。

※レベル向上の有無に○がある方、控除対象の方は、常勤確認を行います。

*項番49「CPD単位取得数」欄、項番50「技能レベル向上者数」欄の両方がゼロの場合、この名簿は提出不要です。

*技術者であり技能者でもある人は、技術者・技能者両方の評価の対象となりますので、両方の名簿に掲載下さい。

様式第5号

審査基準日以前について、能力評価基準による評価を受けた最も新しい評価を受けた日を記入。

審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者がいる場合「○」を記入。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	A	S40.10.10	R4.1.1	○	
2	B	○○○○	R2.6.30	↑	○
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>記入順</p> <p>①技術職員名簿に記載のある技能者から記入</p> <p>②続いて、技術職員名簿には記載がない技術者を記入。</p> </div> <div style="width: 65%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>審査基準日から3年以内に1以上レベルアップした場合（レベル2以上の評価を受けた方）に「○」を記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価なしは、レベル1と同等 例) 審査基準日 R4.6.30 Aさん R4.1.1に初めて「レベル2」の評価を受けた場合、 ・レベル1（審査基準日の3年間の日以前は評価なし）からレベル2へと評価が1段階アップしている。 →レベル向上の有無に「○」を記入。 </div> </div>					
<p>項番50の「技能者数」と一致</p>		<p>項番50の「技能レベル向上者数」と一致</p>		<p>項番50の「控除対象者数」と一致</p>	
合計	6 (人)			2 (人)	0 (人)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

作業員名簿

技能者名簿(様式第5号)の確認書類

(R 3年 12月 1日作成)

事業所の名称
・現場ID
所長名

R 3 〇〇道路工事
〇〇 〇〇

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID
株式会社〇〇建設

元請 確認欄	
提出日	R 3年 12月 1日
(次)会社名 ・事業者ID	

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職種	※	生年月日 年齢	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
					年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
					協会けんぽ					
					厚生年金					
					雇用保険	有				年月日
1	A	土木工	現 安	S 4 0 年 1 0 月 1 0 日	協会けんぽ	有				年月日
				〇〇歳	厚生年金	無				年月日
					雇用保険	*****				年月日
2	B	土木工 電気工		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有				年月日
				〇〇歳	厚生年金	無				年月日
					雇用保険	*****				年月日
3	C	土木工		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有				年月日
				〇〇歳	厚生年金	無				年月日
					雇用保険	*****				年月日
4	ア	土木工		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有				年月日
				〇〇歳	厚生年金	無				年月日
					雇用保険	*****				年月日
5	イ	土木工 電気工		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有				年月日
				〇〇歳	厚生年金	無				年月日
					雇用保険	*****				年月日
6	ウ	土木工		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有				年月日
				〇〇歳	厚生年金	無				年月日
					雇用保険	*****				年月日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 …現場代理人 (作) …作業主任者 ((注) 2.)
- 主 …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者
- 再 …危険有害業務・再発防止教育 (能) …能力向上教育
- 特 …1号特定技能外国人 (未) …18歳未満の作業員
- 就 …外国人建設就労者 (女) …女性作業員
- 習 …外国人技能実習生

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても、他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任とし

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一絡でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により国民健康保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

提出する作業員名簿

(1)原則、審査基準日時時点で稼働している工事現場に関するもの

(2)該当の工事現場が無い場合、審査基準日直近の工事現場に関する作業員名簿等。

(*「作業員名簿」と「技能者名簿」は一致しない場合もあります)

* 監理技術者や主任技術者といった建設工事の施工の管理のみに従事した者は、審査の段階で除いて計算します(但し、別の工事現場で作業員として従事した場合は、その旨メモ書き下さい)。

作業員名簿(施工体制台帳の一部)の作成義務について

(施工体制台帳の作成等について(通知)平成7年6月20日建設省経建発第147号最終改正:令和3年3月2日)

・公共工事:発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したとき

・民間工事:発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、内装仕上工事 に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 5年 7月 1日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

(株)〇×〇×
代表取締役
〇×〇×

実務経験を得た当時の商号または名称を記入する。

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。
例：役員、社員、従業員等

証 明 者
被証明者との関係

社員

実際に雇用されていた期間を記入

技 術 者 の 氏 名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	使用された期間	令和元年 9月から 令和5年 6月まで	
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)〇×〇×					
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数		
工事係員	具体的に記入する。	〇〇リゾートマンションインテリア工事（普通作業員）			R1年 9月から 年12月まで	
工事係長	〇〇カントリークラブハウスインテリア工事（品質管理担当）			2年 1月から 2年12月まで		
	××カントリークラブハウスインテリア工事（品質管理担当）			3年 1月から 3年6月まで		
	〇〇邸床仕上及び壁張り工事（品質管理担当）			3年 7月から 3年12月まで		
	県立図書館防音工事（品質管理担当）			4年 1月から 4年6月まで		
工事課長	県立大学校舎仕上工事（品質管理担当）			4年 7月から 4年12月まで		
	職員住宅内装間仕切り工事（品質管理担当）			5年 1月から 5年6月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合は、その理由を記入する。 例) 令和〇年会社解散のため 令和〇年〇月 事業主死亡のため 等			合計 満 3年 10月		

同一の業種及び複数の業種において、実務経験年数の重複は認められません。例えば、002のコードで2業種申請する場合は、20年の実務経験年数が必要です。
※平成28年5月31日までの、「とび」及び「解体」の実務経験のみ、二重に計算できます。

実務経験年数の合計を記入する。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

3. 申請に必要な提出書類・提示書類

(1) 提出書類

項番	提出書類及び提示書類
申請書様式 必須書類	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価申請書総合評定値請求書（様式第二十五号の十四） <input type="checkbox"/> 別紙一 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 <input type="checkbox"/> 別紙二 技術職員名簿 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の算定順に沿って記載すること。 <input type="checkbox"/> 別紙三 その他の審査項目（社会性等） <input type="checkbox"/> 経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十三） <input type="checkbox"/> 審査手数料証紙貼付書 ・県証紙を貼付。右上に許可番号・商号・証紙金額・申請及び請求業種数記載。 <input type="checkbox"/> 前回の経営規模等評価申請書(写)等及び経営規模等評価結果通知書(写)及び経営状況分析結果通知書(写) ・決算期変更がある場合、前回の経営状況分析結果通知書(写)がない場合は、年度報告の様式第一六号損益計算書、または税務申告書など、換算内容がわかる書類の写しを提出。 <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書(写) <input type="checkbox"/> 【提示書類】前回の経営事項審査申請書類(副本) <input type="checkbox"/> 【提示書類】建設業許可申請書(控) <input type="checkbox"/> 【提示書類】変更届(控)
【7】 法人番号	下記書類のうちいずれか <input type="checkbox"/> 法人番号指定通知書(写) <input type="checkbox"/> 国税庁法人番号公表サイトの法人情報
【31~34】 工事種類別 (元請) 完成工事高	<input type="checkbox"/> 直前三年の各営業年度における工事施工金額（規則別記様式第3号）の写し <input type="checkbox"/> 工事種類別（元請）完成工事高付表（経営事項審査の事務取扱について（通知）様式第1号） ・完成工事高・元請完成工事高に振替がある場合に提出 <input type="checkbox"/> 様式第二号 工事経歴書(写) ・審査対象事業年度分（直1）の経審受審する全ての業種 ・とびの完成工事高の振替を選択する場合は、直1～直2又は直1～直3の工事経歴書(写)を提出してください。 <input type="checkbox"/> 審査対象事業年度分（直1）の経審を受審する全ての業種の工事経歴書記載の請負代金上位3件分の建設工事に係る「 契約書 」又は「 注文書及び請書 」(写) ・注文書と請書はセットで提出してください。 ・上記の書類が揃わない場合は、例外措置として下記の書類を提出してください。 注文書しか揃わない場合は「注文書 及び 請求書又は入金に分かる書類」 請書しか揃わない場合は「請書及び入金に分かる書類」 ・工事経歴書記載の工事名だけでは業種を判断できない場合、建設業許可事務ガイドラインに示されている業種区分と異なった分類をしている場合は、上位3件以外の契約書等の確認を求める場合もあります。 ・新規申請及び業種追加を行った後、新たに受審する追加業種については、2年平均の場合は、審査対象事業年度分（直1）及び前審査対象事業年度分（直2）、3年平均の場合は加えて前々審査対象事業年度分（直3）を提出。 ・法人成りや合併等、特殊な経営事項審査の場合は、受審する決算期毎の工事経歴書(写)、契約書又は注文書及び請書の提出が必要です。
年度報告 (決算変更届) の際に提出・提示 ください。	<input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税納税証明書（その1・納税額等証明書用）(写) ※審査対象事業年度分（直1） <input type="checkbox"/> 【提示書類】 （法人）法人税確定申告書別表一（電子申請の場合は、受審通知も含む）及び決算報告書のうち損益計算書(写) <input type="checkbox"/> 【提示書類】 （個人事業主）所得税確定申告書第一表（電子申告に場合は受審通知を含む）、第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書(写) <input type="checkbox"/> 【提示書類】 消費税及び地方消費税確定申告書控え及び添付書類(写) （ 税務署の受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、受信通知を含む）

前回の申請書
= (申請書、完工高、その他審査項目、技術職員名簿等)

項番	提出書類及び提示書類
<p>【41】 雇用保険の加入</p>	<p><input type="checkbox"/>労働保険概算・確定申告書（写）及び保険料納付の領収書証（写）又は労働保険料納付状況証明書（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日を含む年度の納付を確認します。 ・ 審査基準日が概算保険料の算定期間内の申告書を提出して下さい。 ・ 口座振替による支払いをしている場合は、証明書、WEBの領収画面のプリントアウト等で支払いの分かるものを添付して下さい。但し、申請書提出時点で口座振替期日前の場合は、口座振替が確認できる直近のもので可。 ・ 雇用保険料を分納している時は、申請時点で直近の期に係る領収書証（写）を添付してください。 ・ 労働保険が雇用保険の納付があること。労災のみの納付は不可。 ・ 項番45の法定外労災が準記名式の場合は、労災保険に係る証明も添付。
<p>【42, 43】 健康保険の加入、 厚生年金保険加入</p>	<p><input type="checkbox"/>健康保険料・厚生年金保険料納入確認書（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日を含む月までの納付が確認できる証明書が必要です。
<p>【44】 建設業退職金共済 事業加入</p>	<p><input type="checkbox"/>建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日時点で、加入していることが必要です。
<p>【45】 退職一時金制度も しくは企業年金制 度の導入</p>	<p>下記の書類のいずれか 〈退職一時金〉</p> <p><input type="checkbox"/>勤労者退職金共済機構（中退金）加入証明書（原本）</p> <p><input type="checkbox"/>特定退職金共済制度加入証明書（原本）</p> <p><input type="checkbox"/>就業規則（退職金規程）（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が10名以上の場合には、就業規則には労働基準監督署の受付印があるもの。 ・ 就業規則においては、【項番45】の作成上の注意にある要件を全て満たすこと。 <p><input type="checkbox"/>【提示書類：自社退職金制度の確認】年度報告の財務諸表又は税務申告書、総勘定元帳（支払実績の有無、引当金の確認）〈企業年金〉</p> <p><input type="checkbox"/>厚生年金基金への加入を証明する書面（原本）</p> <p><input type="checkbox"/>適格退職年金契約書（写）</p> <p><input type="checkbox"/>確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面（原本）</p> <p><input type="checkbox"/>確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面（原本）</p> <p><input type="checkbox"/>資産管理運営機関との間の契約書（写）</p>
<p>【46】 法定外労働災害補 償制度加入</p>	<p>下記書類のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/>（公財）建設業福祉共済団への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/>（一社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/>全日本火災共済協同組合連合会又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害保険に加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/>労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し</p> <p><input type="checkbox"/>中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者に加入していることを証明する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日に加入していることが証明できるもの ・ 【項番46】の作成上の注意にある要件を全て満たすこと。 ・ （公財）建設業福祉共済団の加入証明書は写しでも可。 ・ 上記の書類で要件が確認できない場合は、保険約款等（写）（要件に該当する部分にマーカーすること）
<p>【49】 CPD単位の 取得数</p>	<p><input type="checkbox"/>CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第4号に記載する技術職員は、「別紙二技術職員名簿」に記載の技術職員以外の者になります。 <p><input type="checkbox"/>CPD認定団体によるCPD取得単位証明書（実績証明書）（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPD取得単位証明書については、審査基準日以前1年間のCPD取得単位に係るもので、各CPD認定団体より発行されるものです。発行手続き等につきましては、各CPD認定団体に御確認ください。 <p><input type="checkbox"/>様式第4号に記載した技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面（写）</p> <p><input type="checkbox"/>【提示書類】技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照）</p>

項番	提出書類及び提示書類
【50】 技能レベルの 向上者数	<input type="checkbox"/> 技能者名簿（様式第5号） ・ 様式第5号は、「別紙二技術職員名簿」に記載がある職員も該当がある場合は、記載してください。 <input type="checkbox"/> 能力評価（レベル判定）結果通知書（写） <input type="checkbox"/> 工事施工台帳の作業員名簿等（写） ・ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿等に掲げる事項が記載された部分（審査基準日時点で稼働している工事現場に関するもの。該当の工事現場がない場合は、審査基準日直近の工事現場に関する作業員名簿等を提出。） <input type="checkbox"/> 【提示書類】様式第5号技能者名簿中のレベル向上の有無が○の者及び控除対象に○の者は、「技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照）」が必要。
【51~53】 ライフワークパ ランスに関する取組 の状況について	各認定を取得し、かつ審査基準日において認定取り消し又は辞退がなされておらず、厚生労働省により認定企業として認められていることを確認できる書類（認定証の写し等） <input type="checkbox"/> 【項番51】えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 <input type="checkbox"/> 【項番52】くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定 <input type="checkbox"/> 【項番53】ユースエール認定
【54】 元請ccus 措置状況	<input type="checkbox"/> 様式第6号 （建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書）
【57】 防災協定締結の 有無	<input type="checkbox"/> 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書（写） ・ 【項番57】の作成上の注意に記載のある団体は、防災協定書（写）の提出は省略可。 <input type="checkbox"/> 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことを当該団体の長が証する書面（審査基準日の記載があること）
【58】 営業停止処分の 有無	<input type="checkbox"/> 【提示書類】営業停止命令書（写）
【59】 指示処分の有無	<input type="checkbox"/> 【提示書類】指示書（写）
【60】 監査の受審状況	<input type="checkbox"/> 「1」会計監査人の設置を行っている場合は、有価証券報告書（写）または監査証明書（写） <input type="checkbox"/> 「2」会計参与の設置を行っている場合は、会計参与報告書（写） <input type="checkbox"/> 「3」の場合は、「経理事務の適性を確認した旨の書類（様式第2号）」に自らの署名をしたもの（原本） <input type="checkbox"/> 【提示書類】「1」「2」の場合、商業登記簿（写）、「3」の場合、常勤性を確認する書類（別表参照）
【61,62】 公認会計士等の 数、2級登録経 理試験合格者の数	〈公認会計士〉 <input type="checkbox"/> 公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面（写） 〈税理士〉 <input type="checkbox"/> 所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面（写） 〈1級及び2級建設業経理事務士〉 <input type="checkbox"/> 合格年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面（写）または、登録経理講習受講年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面（写） <input type="checkbox"/> 【提示書類】審査基準日時点の常勤性を確認する書類（別表参照） ・ 社会保険適用事業所は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（審査基準日を含む年度）に掲載があるかを確認し、最低賃金（時給）を確認します。被扶養者は、常勤性は認められないため加点の対象外となります。 ・ 社会保険適用除外の場合は、源泉徴収簿で審査基準日を含む月において時給が最低賃金を上回っていることを確認します。
【63】 研究開発費	<input type="checkbox"/> 注記書（様式17号の2）の2期分を提出 ・ 会計監査法人の設置会社の場合

項番	提出書類及び提示書類
【64】 建設機械の 保有状況	<input type="checkbox"/> 建設機械保有状況一覧表 <input type="checkbox"/> 売買契約書（写）又はリース契約書（写）、自動車検査証（ダンプ） ・【項番64】の作成上の注意を御確認ください。 <input type="checkbox"/> 移動式クレーンは移動式クレーン検査表（写）、ダンプは自動車検査証（写）、その他の建設機械は特定自主検査記録表（写）
【65~67】 国又は国際標準化 機構が定めた規格 による登録の状況	<input type="checkbox"/> エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録証（写） <input type="checkbox"/> 付属書（写） ・審査基準日時点で有効であること。 ・活動内容に建設業が含まれていること。 ・認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加対象となりません。
【81, 82】 技術職員名簿	<input type="checkbox"/> 別紙二 前回の技術職員名簿（写） 前回の経営事項審査において審査を受けている技術職員名簿と同様の申請の場合は、有効期限の定めがなく、変更がない限りにおいて、資格等を証明する書類の提出は不要となり、前回提出した技術職員名簿（写）で確認します。
	<input type="checkbox"/> 【提示書類】技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類（別表参照） ・技術職員名簿記載順に並べること
	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の表裏(写) 及び監理技術者講習修了履歴(写) ・1級監理受講者がいる場合（講習受講1）は毎回提出。 ・建設業法第15条第2号イ、ロ、ハ該当者（有資格者コード005）について、監理技術者資格者証に実経（業種）の記載がある場合は、記載の業種において評価します。
	下記のうち必要な書類 <input type="checkbox"/> 合格证（写） <input type="checkbox"/> 免状等（写） <input type="checkbox"/> 卒業証明書（写） <input type="checkbox"/> 様式第9号（第三条関係）実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 能力評価（レベル判定）結果通知書（写） ・前年受審時の技術職員名簿と同様の業種及び有資格コードの場合は、提出不要 ・技術職員名簿記載順に並べること。 ・解体業の技術者は、前回同様の申請内容でも資格等を証明する書類は必要です。（経過措置終了により確認必要） ・免状等が旧姓の場合は、官公庁又は公的機関が発行した書類の写しが必要です（国民健康保険証・健康保険被保険者証、運転免許証、住民票等）。前回で確認済の場合は不要。
必要がある場合に 提出	<input type="checkbox"/> 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書
	<input type="checkbox"/> 契約後VEに関する書類
	<input type="checkbox"/> 委任状（委任者の押印必要） ※提出者が本人以外であれば委任状（原本）を提出してください。

注1：申請後に窓口や電話等で補正があった場合は、控えの申請書等にも補正の内容を確実に反映させてください。

注2：必要に応じて、追加資料の提出等を求める場合があります。

（2）提出部数

正本1部（提出用）・副本1部（申請者控え） 申請書等の紛失防止のため、正本はフラットファイル等に編纂してください。

総合評価値（P）請求と経営規模等評価（XZW）申請を同時に行う場合は、事前に経営状況分析（Y）の審査を受ける必要があります。

別表) 技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類

A	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写） 又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（確認印があるもの）（写） 又は厚生年金保険70歳以上被用者該当届・算定基礎届（写）
B	国民健康保険被保険者証（写）又は後期高齢者被保険者証（写）
C	雇用保険被保険者証（写）又は雇用保険被保険者証資格取得等確認通知書（写）
D	所得税源泉徴収簿（写）※審査基準日前6ヶ月超の雇用が確認できる期間分
E	住民税特別徴収税額決定通知書（特別納税義務者用）（写）
F	直近の所得税確定申告書（受付印のある表紙）及び 所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告計算書（専従者給与額及び給与支払者の記載がある部分）（写）
G	直近の法人税確定申告書（写）（受付印のある表紙） 及び法人税申告書勘定科目内訳書(写)(役員報酬欄に氏名の記載があるもの)
H	建設業許可書に添付した別紙「役員一覧表」（常勤役員となっているか確認します。）

※ 審査基準日6ヶ月を超える雇用を確認しますので、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、厚生年金保険70歳以上被用者該当届（算定基礎届）、源泉徴収簿などは、審査基準日によって2期分が必要となる場合があります。(例示参照)

	A	B	C	D	E	F	G	H
社会保険被保険者	○							
社会保険適用除外	A	B	C	D	E	F	G	H
事業主		○						
法人役員の後期高齢者等		○			○		○	○
専従者 (事業主と同世帯)		○			△	△		
家族従業員 (事業主と同世帯)		○			△	△		
従業員			○	○				

※○は必須書類、△のうちいずれか一つの書類が必須。

※専従者、家族従業員について、上記の書類で事業主と同世帯ということが確認できない場合は、住民票謄本（写）も提示ください。

※出向者の方は上記の確認に加えて出向契約書（写）又は協定書（写）を提示してください。

※報酬が最低賃金を下回る場合は、技術者として申請できません。（専従者、家族従業員、役員除く）

※2以上の事業所勤務社会保険加入者は、常勤会社の社会保険証（写）、他方が発行する非常勤証明書（任意様式）、2以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書を提出してください。

※確定申告関係を電子申請している場合は、受信メールの提示が必要です。

※上記書類で確認できない場合は、他の書類を求めることもあります。

A

別表) 技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を
確認する書類について

通知書は、処理が完了した方の中から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬改定通知

被保険者 管理番号	被保険者氏名	※1 決定年月	決定後の標準報酬月額		1 生年月日	※2 種別
			(健康)	(厚生)		
			160千円	160千円		第二種
			150千円	150千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			200千円	200千円		第一種
			240千円	240千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			160千円	160千円		第二種
			160千円	160千円		第二種

最低賃金月額による標準報酬月額を上回っているか。(160千円)

※1 元等 S: 昭隆 H: 平成 R: 令和
※2 種別 第一種: 男性 第二種: 女性 第三種: 社内員 特例第一種: 男性(基金加入) 特例第二種: 女性(基金加入)
特例第三種: 社内員(基金加入)
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事
(健康年金事務所)

常勤確認必要期間		必要となる標準報酬決定通知書
6ヶ月と1日前	～ 審査基準日(決算日)	
令和5年 4月30日	～ 令和5年10月31日	令和5年度
5月29日	～ 11月30日	〃
6月30日	～ 12月31日	〃
7月30日	～ 令和6年 1月31日	〃
8月27日	～ 2月28日	〃
9月30日	～ 3月31日	〃
10月29日	～ 4月30日	令和5年度・令和6年度
11月30日	～ 5月31日	〃
12月29日	～ 6月30日	〃
令和6年 1月30日	～ 7月31日	〃
2月29日	～ 8月31日	〃
3月29日	～ 9月30日	〃
4月30日	～ 10月31日	令和6年度

D

別表) 技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類のDについて

甲種乙種		経理課		経理係長		東京都練馬区栄町23-7		氏名 山川 太郎		勤続年数 8	
区分	支給月日	給支前金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	長短期間の平均額	算出税額	年末調整による差不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した差不足税額		
令和2年分 給与所得者 に対する源泉徴収簿	1	20	590,000	90,063	499,937	2	18,120	18,120			
	2	20	590,000	90,063	499,937	2	18,120				
	3	19	590,000	90,063	499,937	2	18,120				
	4	20	600,000	90,182	509,818	2	19,100				
	5	20	600,000	90,182	509,818	2	19,100				
	6	19	600,000	90,182	509,818	2	19,100				
	7	20	600,000	90,182	509,818	2	19,100				
	8	20	600,000	90,182	509,818	2	19,100				
	9	23	600,000	90,182	509,818	2	19,100	19,100			
	10	20	600,000	90,182	509,818	2	19,100	19,100			
	11	20	600,000	90,182	509,818	2	19,100	19,100			
	12	21	600,000	90,182	509,818	2	19,100	19,100			
計		7,170,000	1,137,621	6,032,379		226,260	226,260				
6	10	900,000	137,520	762,480	2	124,558	124,558				
12	25	900,000	137,520	762,480	2	69,418	69,418				
計		1,800,000	275,040	1,524,960		124,558	69,418				

審査基準日(12/31)から、6カ月超の雇用があるか。
最低賃金を満たした月額になっているか。

F

別表)技術職員、技術者及び技能者の常勤性及び6ヶ月を超える雇用を確認する書類について

【記載例 (決算書2ページ)】 青色申告決算書

令和 02 年分

申請者 (個人事業主名) 国税 太郎

FA3025

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	3,107,000	2,452,000
3	3,459,000	2,293,000
4	3,228,000	2,014,000
5	2,839,000	2,227,000
6	3,351,000	2,456,000
7	2,602,000	2,138,000
8		
9		
10		
11		
12		
計	39,280,000	27,579,500

うち税引 売上計額 3,000,000 仕入計額 2,000,000

従業員の記載があるか

専従者の記載があるか

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
〇〇 〇〇	25	12	1,200,000	300,000	1,500,000	17,100
〇〇 〇〇	21	12	900,000	225,000	1,125,000	0
その他(人分)						
計		24	2,100,000	525,000	2,625,000	17,100

○専従者給与の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税 香子	12	12	960,000	240,000	1,200,000	2,600
その他(人分)						
計		12	960,000	240,000	1,200,000	2,600

○貸倒引当金繰入額の計算

項目	金額
個別評価による本年分繰入額	1,348,000
一括評価による本年分繰入額	74,140
本年分繰入額	74,140
本年分の貸倒引当金繰入額	74,140

○青色申告特別控除額の計算

項目	金額
本年分の不動産所得の金額	4,107,791
青色申告特別控除前の所得金額	552,000
青色申告特別控除額	552,000
上記以外	
の場合 青色申告特別控除額	

白色申告決算の方

令和 0 年分収支内訳書(一般用)

あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

FA7000

申請の事業所名が記載されているか

住所	フリガナ氏名	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅/事業所)		氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名	電話番号

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	①	損害保険料	⑳
家事消費	②	修繕費	㉑
その他の収入	③	消耗品費	㉒
計	④	福利厚生費	㉓
期首商品(製品)類	⑤	の	㉔
仕入金額	⑥	の	㉕
小計	⑦	の	㉖
期末商品(製品)類	⑧	の	㉗
差引原価	⑨	の	㉘
差引金額	⑩	の	㉙
給料賃金	㉚	の	㉜
外注工賃	㉛	の	㉝
減価償却費	㉞	の	㉞
貸倒金	㉟	の	㉟
地代家賃	㊱	の	㊱
利息割引料	㊲	の	㊲
租税公課	㊳	の	㊳
運送運賃	㊴	の	㊴
水道光熱費	㊵	の	㊵

従業員の記載があるか

専従者の記載があるか

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
()						
()						
()						
その他(人分)						
計						

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏名	年齢	続柄	従事月数	【税務署給付額】
()				
()				
()				
延べ従事月数				

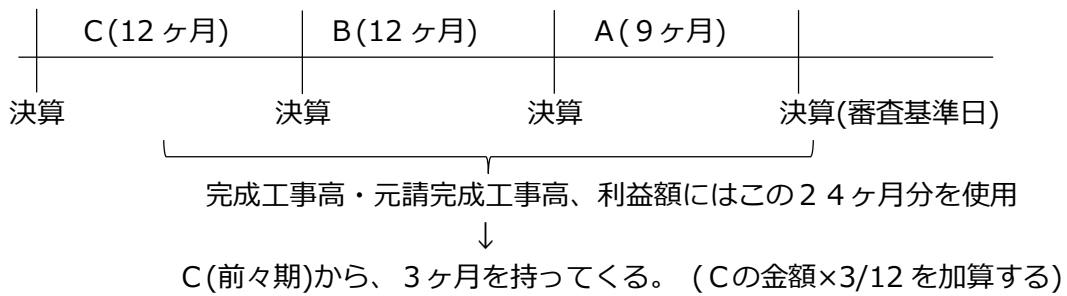
4. その他留意事項

(1) 決算期変更があった場合

【3月決算の建設業者が令和4年度から12月決算に変更した場合】

例1. 2年平均の場合

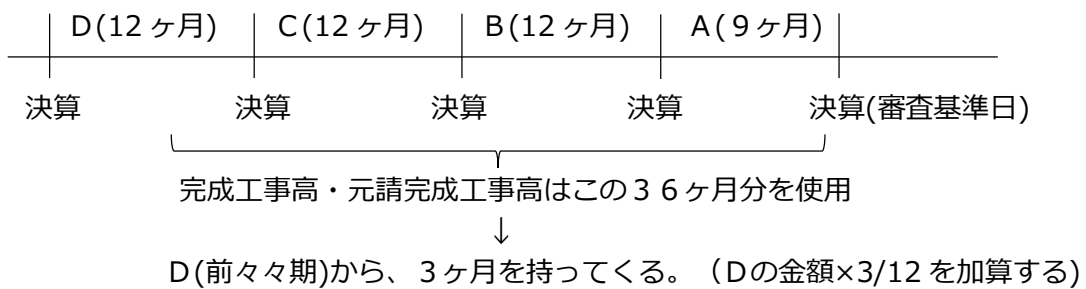
- A：基準決算 令和4年4月1日～令和4年12月31日（9ヶ月）
- B：前期 令和3年4月1日～令和4年3月31日（12ヶ月）
- C：前々期 令和2年4月1日～令和3年3月31日（12ヶ月）



[審査対象営業年度の前審査対象営業年度 又は前々審査対象営業年度]	[審査対象営業年度]				
項番31 自 03年01月 至 03年12月	自 04年01月 至 04年12月 2.3年				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td style="width: 50%;">3年4月～3年12月 3年1月～3年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前々審査対象営業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	3年4月～3年12月 3年1月～3年3月	審査対象営業年度の 前々審査対象営業年度		{ 4年4月～4年12月 4年1月～4年3月 (手書きで記入する) }
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	3年4月～3年12月 3年1月～3年3月				
審査対象営業年度の 前々審査対象営業年度					

例2. 3年平均の場合*利益額は2期平均の為、例1と同様に計算する。

- A：基準決算 令和4年4月1日～令和4年12月31日（9ヶ月）
- B：前期 令和3年4月1日～令和4年3月31日（12ヶ月）
- C：前々期 令和2年4月1日～令和3年3月31日（12ヶ月）
- D：前々々期 令和元年4月1日～令和2年3月31日（12ヶ月）



<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 〔 審査対象営業年度の前審査対象営業年度 又は前々審査対象営業年度 〕 </div> 項番 3 1 自 0 2 年 0 1 月 至 0 3 年 1 2 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 〔 審査対象営業年度 〕 </div> 自 0 4 年 0 1 月 至 0 4 年 1 2 月 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> 1. 2 年 2. 3 年 </div>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">審査対象営業年度の前審査対象営業年度</td> <td>3 年 4 月～3 年 12 月 3 年 1 月～3 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の前々審査対象営業年度</td> <td>2 年 4 月～2 年 12 月 2 年 1 月～2 年 3 月</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の前審査対象営業年度	3 年 4 月～3 年 12 月 3 年 1 月～3 年 3 月	審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	2 年 4 月～2 年 12 月 2 年 1 月～2 年 3 月	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> { 4 年 4 月～4 年 12 月 4 年 1 月～4 年 3 月 (手書きで記入する) } </div>
審査対象営業年度の前審査対象営業年度	3 年 4 月～3 年 12 月 3 年 1 月～3 年 3 月				
審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	2 年 4 月～2 年 12 月 2 年 1 月～2 年 3 月				

(2) 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算

審査基準日（決算日）の前日が起算日となります。

起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日が6ヶ月前となります。ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日が6ヶ月前となります。6ヶ月前の前日が「6ヶ月と1日前」となります。

審査基準日（決算日）から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。

代表的な審査基準日での該当日は以下のとおりです。

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和5年 10月 31日	令和5年 10月 30日	令和5年 5月 1日	令和5年 4月 30日
" 11月 30日	" 11月 29日	" 5月 30日	" 5月 29日
" 12月 31日	" 12月 30日	" 7月 1日	" 6月 30日
令和6年 1月 31日	令和6年 1月 30日	" 7月 31日	" 7月 30日
" 2月 28日	" 2月 27日	" 8月 28日	" 8月 27日
" 3月 31日	" 3月 30日	" 10月 1日	" 9月 30日
" 4月 30日	" 4月 29日	" 10月 30日	" 10月 29日
" 5月 31日	" 5月 30日	" 12月 1日	" 11月 30日
" 6月 30日	" 6月 29日	" 12月 30日	" 12月 29日
" 7月 31日	" 7月 30日	令和6年 1月 31日	令和6年 1月 30日
" 8月 31日	" 8月 30日	" 3月 1日	" 2月 28日
" 9月 30日	" 9月 29日	" 3月 30日	" 3月 29日

(3) 合併・譲渡・分割等の場合

合併・譲渡・分割等にあたっては、あらかじめ（契約を締結する1ヶ月前までに）沖縄県技術・建設業課の建設業許可及び経営事項審査の担当までご相談下さい。なお経営事項審査については、会社の合併・譲渡・分割期日または登記の日を審査基準日として受けることができます。

特殊な経営事項審査の取扱い

【事業承継、法人成】

下記の要件を満たす場合は、完成工事高、利益額、営業年数を引継ぐことができます。

承継日又は法人設立日を審査基準日として申請して下さい。

<事業承継> (個人→配偶者又は2親等以内の者)

当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

<法人成> (個人の建設業者→法人の建設業者)

当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級）

「4」…4点（技術職員区分：監理補佐）

「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者）

「2」…2点（技術職員区分：2級）

「1」…1点（技術職員区分：その他）

「1※」…1点（合格後、実務経験3年）

「1〇」…1点（合格後、実務経験5年）

→ R5.7.1以降に審査基準日を迎える申請が対象

「#」…平成27年度までの合格者は、解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事業講習受講が必要。

コード		建設業の種類																																	
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	助	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
005	令第28条該当（①監理技術者を補佐する者：該当する業種について主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者、②監理技術者となる資格を有する者）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
111	1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5									5																		
11F	1級建設機械施工管理技士補																																		
212	2級建設機械施工管理技士 （第1種～第6種）	2	2				2	2									2																		
21G	2級建設機械施工管理技士補 （第1種～第6種）																																		
113	1級土木施工管理技士	5	5			1※	5	5	5	1※		1※	5	5	1※	5	5			5	1※		1※		1※		5	1※	5#						
11H	1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
214	2級土木施工管理技士	2	2			1〇	2	2	2	1〇		1〇	2	2	1〇	2	2			1〇	1〇		1〇		1〇		2	1〇	2#						
21J	2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
215	2級土木施工管理技士					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇			2	1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
21K	2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
216	2級土木施工管理技士					1〇	2	2	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
21L	2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	1※	5			5	1※	1※	1※	1※	5#		
12C	1級建築施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
221	2級建築施工管理技士			2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇		1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	2
222	2級建築施工管理技士			2	1〇	2	2	1〇	1〇			2	2	2	2					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	2#
223	2級建築施工管理技士補			2	2	1〇	1〇	2	2			2		1〇						2	2	2	2	2	1〇	2			2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
127	1級電気工事施工管理技士										5												1※												1※
12E	1級電気工事施工管理技士補																						1※												1※
228	2級電気工事施工管理技士										2												1〇												1〇
22F	2級電気工事施工管理技士補																						1〇												1〇
129	1級管工事施工管理技士										5												1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
12G	1級管工事施工管理技士補																						1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
230	2級管工事施工管理技士										2												1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
23A	2級管工事施工管理技士補																						1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
131	1級電気通信工事施工管理技士																									5									
13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																		
232	2級電気通信工事施工管理技士																										2								
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																		
133	1級造園施工管理技士					1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※					1※	1※		1※		5	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
13D	1級造園施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※					1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
234	2級造園施工管理技士					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
23E	2級造園施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇

【経審】業種別技術職員コード表

「1※」…1点（合格後、実務経験3年）

コード	業種別技術職員	建設業の種類																																	
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建築士法	137	1級建築士			5	5				5			5	5	5								5												
	238	2級建築士			2	2				2			2										2												
	239	木造建築士				2																													
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5		5						5	5										5							5	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」 ・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5			5	5		5			5	5		5	5										5							5	
	143	農業「農業土木」 ・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5			5	5																											
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）								5																	5								
	145	機械・総合技術監理（機械）																							5										
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」 ・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5													5										
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）										5																							5
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」 ・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										5																	5						5
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5											5																
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																											5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5																					5						
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																							
	153	衛生工学「水質管理」 ・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										5																							5
154	衛生工学「廃棄物管理」 ・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										5																							5	
電気工事士法	155	第1種電気工事士								2																									
	256	第2種電気工事士 【3年】								1																									
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】								1																									
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 【5年】																										1							
	235	工事担任者 【3年】																										1							
水道法	265	給水装置工事主任技術者 【1年】									1																								
消防法	168	甲種 消防設備士																																2	
	169	乙種 消防設備士																																2	

監理技術者補佐(有資格区分コード:005)について:R3.4.1～経営事項審査加点对象

- 主任技術者要件となる資格を有し、1級技士補である者
 - A 第一次検定の合格を証明する書面の写し(合格証明書)
 - +
 - B 主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料例(合格証明書写し、登録証の写し、実務経験証明書の写し(卒業証明書の写しも提出))

- 監理技術者要件を満たす者
 - ・監理技術者資格者証が交付されている場合
監理技術者資格者証(表面)の写し
 - ・監理技術者資格者証が交付されていない場合(a又はb)
 - a 実務経験者:指定建設業(土木・建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園)を除く
実務経験証明書の写し(様式第9号)
 - ・指導監督の実務経験証明書の写し(様式第10号)
 - ・卒業証明書の写し
 - b 国土交通大臣認定者は、認定証の写し

参考:主任技術者要件

- ・1級国家資格者
1級施工管理技士、1級建築士、技士
- ・2級国家資格者
2級施工管理技士、2級建築士、等
- ・実務経験者
大卒(指定学科)後3年以上の実務経験
高卒(指定学科)後5年以上の実務経験

技術職員 有資格区分コード表

建設キャリアアップカード（レベル3，レベル4）の交付を受けている「技能者」は、経営事項審査において「技術職員」として評価されます。

コード	資格区分	選択できる業種
704	レベル4 技能者	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り3点づつ配点
703	レベル3 技能者	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り2点づつ配点
認定能力評価基準	電気工事「技能者能力評価基準」、以下〃	電 通
	橋梁 〃	と 鋼
	造園 〃	園
	コンクリート圧送 〃	と
	防水施工 〃	防
	トンネル 〃	と 土
	建設塗装 〃	塗
	左官 〃	左
	機械土工 〃	と 土
	海上起重 〃	し 土
	P C 〃	と 筋 土
	鉄筋 〃	筋
	圧接 〃	筋
	型枠 〃	大
	配管 〃	管
	とび 〃	と
	切断穿孔 〃	と
	内装仕上 〃	内
	サッシ・カーテンウォール 〃	具
	エクステリア 〃	と 石 夕
	建築板金 〃	屋 板
	外壁仕上 〃	左 塗 防
	ダクト 〃	管
	保温保冷 〃	絶
	グラウト 〃	と
	冷凍空調 〃	管
	運動施設 〃	と 園 舗 土
	基礎ぐい工事 〃	と
	タイル張り 〃	夕
	道路標識・路面標示 〃	と 塗
	消防施設 〃	消
建築大工 〃	大	
硝子工事 〃	ガ	
A L C 〃	夕	
土工 〃	と 土	

技術職員コード表

業種コード

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所	
国 頭 郡	那覇市	47201	南部	中 頭 郡	読谷村	47324	中部	
	宜野湾市	47205	中部		嘉手納町	47325	〃	
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	〃	
	浦添市	47208	中部		北中城村	47327	〃	
	名護市	47209	北部		中城村	47328	〃	
	糸満市	47210	南部		西原町	47329	〃	
	沖縄市	47211	中部					
	豊見城市	47212	南部		島 尻 郡	与那原町	47348	南部
	うるま市	47213	中部			南風原町	47350	〃
	宮古島市	47214	宮古			渡嘉敷村	47353	〃
	南城市	47215	南部	座間味村		47354	〃	
		国頭村	47301	北部	宮 古 郡	栗国村	47355	〃
		大宜味村	47302	〃		渡名喜村	47356	〃
		東村	47303	〃		南大東村	47357	〃
	今帰仁村	47306	〃	北大東村		47358	〃	
	本部町	47308	〃	伊平屋村		47359	北部	
	恩納村	47311	〃	伊是名村		47360	〃	
	宜野座村	47313	〃	久米島町		47361	南部	
	金武町	47314	〃	八重瀬町		47362	〃	
	伊江村	47315	〃	多良間村	47375	宮古		
				八 重 山	竹富町	47381	八重山	
					与那国町	47382	〃	

《申請書提出先及び問い合わせ先》

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
技術・建設業課 建設業指導契約班	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2 (本庁 11階)	098-866-2374
南部土木事務所 (庶務班)	〒900-0029	那覇市旭町116-37 (南部合庁 8階)	098-866-1145
中部土木事務所 (庶務班)	〒904-2155	沖縄市美原1-6-34 (中部合庁 3階)	098-894-6510
北部土木事務所 (庶務班)	〒905-0015	名護市大南1-13-11 (北部合庁 3階)	0980-53-1255
宮古土木事務所 (総務用地班)	〒906-0012	宮古島市平良字西里1125 (宮古合庁 3階)	0980-72-2769
八重山土木事務所 (総務用地班)	〒907-0002	石垣市字真栄里438-1 (八重山合庁 3階)	0980-82-2217

《申請書販売窓口》 ※沖縄県技術・建設業課のホームページからもダウンロードできます

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 沖縄県建設業協会	〒901-2131	浦添市牧港5-6-8	098-876-5211
那覇支部	〒902-0073	那覇市上間261-1 (一日橋ハイツ 1階)	098-832-6981
南部支部	〒901-0205	糸満市西崎町5-3-9 (第一三興建設_内)	098-995-3200
中部支部	〒904-2143	沖縄市知花5-37-12	098-938-6251
北部支部	〒905-0005	名護市字為又1219-164	0980-52-3019
宮古支部	〒906-0013	宮古島市平良字下里1199-12	0980-72-9163
八重山支部	〒907-0024	石垣市字新川舟蔵2462-1	0980-82-5351

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> ●「プレレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道等の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	大工事、型枠工事、造作工事	<ul style="list-style-type: none"> ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立ててのことのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「プレレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。 ● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、『公害防止施設工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、薬炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ● 一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 舗装工事と併せて施工されることが多いガーレドレベル設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ● 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事 塗装工事 防水工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ● 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事とは『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ● 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ● 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ● 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ● 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役割の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ● 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ● 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ● 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ● 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にも使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。